

所得制限限度額表

平成24年6月分の児童手当より所得制限限度額が、下記のように適用されています。

所得制限限度額	
扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※ 児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。